

中央会ふくい

No.190

Collaborate Fukui 2023.8



● 特集「省エネ対策のポイント(第1回)」

● 新規設立組合紹介

企業組合草刈りあるく

● 組合TOPICS

小浜駅通り商店街振興組合

若狭塗箸協同組合



福井県中小企業団体中央会

<https://www.chuokai-fukui.or.jp/>

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

加入のお申し込み先

- 商工会
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 商工会議所
- 金融機関の本支店

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部
地域・連携支援部 地域・連携推進課
TEL. 076-223-5547

★詳しくはホームページをご覧ください。

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索



2023. 08

contents

Collaborate Fukui No.190

- 1 令和5年度(第68回)福井県中小企業団体中央会 通常総会を開催
- 2 中央会役員組合事務局責任者懇談会を開催
- 3 ふくい青年中央会 活動紹介
令和5年度福井県商店街振興組合連合会 通常総会を開催
- 4 中央会からのお知らせ
- 5 組合TOPICS ●小浜駅通り商店街振興組合
●若狭塗箸協同組合
- 6 新規設立組合紹介 ●企業組合草刈りあるく
- 8 中央会事業活用事例紹介
- 9 組合運営Q&A
- 10 令和5年度中小企業組合検定試験のご案内
- 11 中小企業組合検定試験 過去問にチャレンジ
第9回職員コラム
- 12 県施策・補助金のご案内
- 14 【特集】省エネ対策のポイント（第1回）

令和5年度（第68回） 福井県中小企業団体中央会 通常総会を開催

6月2日(金)、ザ・グランユアーズフクイ 3階 天山において、令和5年度通常総会を開催しました。会員組合約100名が出席し、来賓として福井県産業労働部 伊万里全生部長にご臨席を賜りました。

開催にあたり、稲山会長より「新型コロナからはじまり、ウクライナ侵攻、円安、エネルギーの高騰、物価高騰、様々なことが続いてきた。本年に入り、電気料金の値上げが深刻な問題となった。中央会としても、福井県知事と経済団体のWeb会議で、電気料金高騰に伴う中小企業・小規模事業者への支援を要望してきた。また、人手不足の問題や価格転嫁対策についても国や県へ陳情している。今後も組合の皆さまの声を本会へ寄せていただき、相談してもらいたい。」旨の挨拶がありました。

議案審議では、稲山会長が議長に選出され、令和4年度の事業報告・決算、令和5年度の事業計画・予算についてなどすべての議案が承認されました。

令和5年度の事業計画については、江端専務理事より今年度は下記の事業に重点的に取り組む旨の説明がありました。



▲稲山会長

令和5年度事業計画

本会は、会員中小企業組合及び組合員企業の課題克服に資するため、引き続き「より開かれた中央会・よりチャレンジする中央会・より組織力ある中央会」を組織目標に、会員組合及び組合員企業の事業継続と地域経済の活性化を図るための支援に取り組む。会員組合に対する支援については、激変する経済環境への対応に加え、DXなど時代の要請に即応した支援を強化するため、個々の組合支援はもとより、組合運営上の共通課題の解決や運営力の向上に資する総合的な支援を行う。

- 会員組合が直面する共通課題解決に向けた総合支援
- 組合等への情報提供や中央会広報の強化
- 人材養成の推進
- 県内中小企業のビジネスチャンスの創出を支援
- 災害等に備えた事業継続力強化計画の策定支援
- 組合青年部の育成
- 本会未加入組合の加入促進と運営支援
- 共済事業の推進

ほか、全国中央会補助事業や受託事業を行う

続いて、今回初めて中央会事業説明会を開催。総務企画課・連携支援課・事業推進課の各課長、課長代理から中央会の支援メニュー等を説明しました。本会では、より多くの組合にご活用頂けるよう支援メニューを拡充してきたほか、一部事業では公募制を取り入れ、これまで中央会事業をご活用頂けていなかった組合にも広く活用いただけるようにしました。組合が抱える課題の解決や新たな展開に本会指導員が伴走支援することなど説明しました。



総会後の懇親会には、来賓として杉本県知事、鈴木商工中金 福井支店長にご臨席を賜りました。当日は、多くの組合様にご出席いただき盛会に終了いたしました。

中央会役員組合事務局責任者懇談会を開催

中央会役員組合事務局責任者懇談会を7月27日(木)、22名出席のもと福井県織協ビルにて開催しました。この懇談会は、役員組合が各々の抱える課題や新たに取り組みたい事業などの情報を交換・共有すること、そして本会においてより充実した組合支援を策定することを目的に開催しました。

意見交換の場では、技術者の人材確保難や価格交渉等の課題、事業継続力強化計画策定、DXへの取り組みなど、様々な悩みや組合活動について発言がありました。中央会からは支援策の説明を行ったほか、中小機構と商工中金より組合向けの支援メニューについて説明をいただきました。その後の交流会では組合相互の状況や課題について参加者が意見を交わし交流が深まりました。



ふくい青年中央会 活動紹介

ふくいUBA正副会長会議

6月2日(金)に“ふくいUBA正副会長会議”がピリケン本店で開催されました。会議と銘打っていますが堅苦しいものではなく、各青年部の懇親を深めるためのイベントです。今回は正副会長だけでなく、異業種交流に熱意のあるメンバーにも参加いただき、総勢36名が参加しました。

各青年部の自己紹介では特徴や取り組みから、当日誕生日の方へのプチサプライズなど、非常に盛り上がりました。業種の壁を越えた出会いが今後の仕事に活かされることを期待しています。



マッチング座談会

7月4日(火)に“マッチング座談会”が福井県中小企業産業大学校で開催されました。今回のテーマは“業界の裏話”。1部では越前和紙に隠された秘密、家電のお得情報、保険業界のウラ側をお話いただきました。明日から使いたくなる雑学や実はここだけの話も...

2部ではグループに分かれて、業界の情報を共有しました。仕事の困りごとを相談したら、それウチでできるよ！という話になったグループもあり、これぞ青年中央会！という感想も頂きました。

令和5年度福井県商店街振興組合連合会 通常総会を開催

令和5年度福井県商店街振興組合連合会通常総会が6月8日、福井県織協ビルにて開催されました。

本年度は役員任期満了に伴う改選があり、理事9名・監事1名が選出され、理事長には引き続き野尻章博氏が再任されました。総会にあわせ、福井県産業労働部 商業・市場開拓課 商業・サービス業グループ・前宗徳主任より県施策についての説明があったほか、株式会社全国商店街支援センター・久保田明センター長兼事業統括役より全国の商店街の活性化事例についての講演がありました。また、敦賀駅前商店街振興組合・河藤正樹理事長より新幹線開業前記念イベントの実施報告を行うなど、各商店街の取り組みについて意見交換がなされました。

福井県商店街振興組合連合会 役員名簿

(順不同・敬称略)

職名	氏名	組合等	
理事長	野尻 章博	田原町商店街振興組合	再任
副理事長	加藤 幹夫	福井駅前商店街振興組合	//
副理事長	岸野 光恭	小浜駅通り商店街振興組合	//
副理事長	海道 映諄	福井中央商店街振興組合	//
専務理事	江端誠一郎	福井県中小企業団体中央会	//
理事	藪下 誠治	六間通り商店街振興組合	新任
理事	玉木 弘夫	勝山本町通り商店街振興組合	再任
理事	河藤 正樹	敦賀駅前商店街振興組合	//
理事	嶋田 信吾	大野三番商店街振興組合	//
監事	友田 剛嗣	サンロード北の庄商店街振興組合	//

団体協約等周知リーフレットが発行されました

全国中央会は、「取引先との価格交渉、価格転嫁対策に組合を活用しよう！」(団体協約等周知リーフレット)を発行しました。

本資料は、昨今の原材料等の高騰で中小企業・小規模事業者の価格転嫁が厳しい状況下、組合制度を活用した打開策の1つとして、組合における団体協約締結制度の概要及び取引条件改善、価格交渉力の強化に資する共同事業を紹介した資料を、中小企業庁並びに公正取引委員会の協力を受けて作成したものです。

リーフレットは本会ホームページからダウンロードできます。



中央会ホームページは
こちらから

取引先との価格交渉、価格転嫁対策に組合を活用しよう！

中小企業組合による団体協約、組合協約の活用
(中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

例えば、こんな条件を決められます

- ※ 納入する製品やサービスの最低価格
- ※ 納品に係る支払条件 (支払期日、支払方法など)
- ※ 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件

※中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

団体協約締結の要件・効果

- ◆ 団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合(商工組合)については「組合協約」です。
- ◆ 団体協約を締結する組合の事業として、定期的に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆ 団体協約を締結する前に、その内容を組合に諮り承認を得ておく必要があります。
- ◆ 団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- ◆ 団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づき契約条件が適用されます。
- ◆ 交渉が不成りとなった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

全国中小企業団体中央会

第67回中小企業団体福井県大会開催のご案内

第67回中小企業団体福井県大会は、下記のとおり開催いたします。

正式なご案内は後日組合様へ郵送させていただきます。理事長様はじめ組合役職員の皆様のご出席を是非ともよろしくお願いいたします。

- ◇開催日時 令和5年10月25日(水)
午後1時00分～
- ◇開催場所 ザ・グランユアーズフクイ 天山の間
(福井県福井市大手3-12-20)

駐車場は下記をご利用ください。

- ① 大手第二駐車場(ホテル地下)
- ② 大手駐車場
- ③ パーク23
- ④ 佐佳枝廼社駐車場

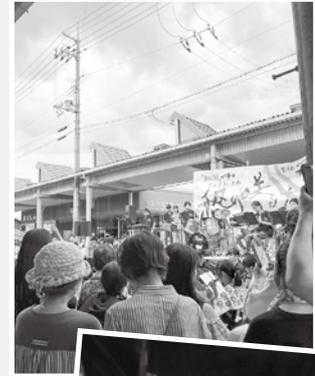


小浜駅通り商店街振興組合

4年ぶりに復活！夜の市を開催

小浜駅通り商店街振興組合は令和5年7月31日(月)、はまかぜ通りで「夜の市」を開催しました。「夜の市」は毎年7月下旬に開催されていましたが、ここ数年はコロナで中止。今年は4年ぶりの復活ということで、学生、家族連れなど多くの人で賑わっていました。

当日は、小浜駅通り商店街(通称：はまかぜ通り)は歩行者天国となつてたくさんの露店が立ち並びました。特設会場では10組の地元高校の軽音楽部によるLIVE、中学校吹奏楽部による演奏、地元フラ教室の生徒で結成された「おばまガールズ」によるフラダンスなどのステージイベントが行われました。また、高校生が商店街の活性化を目的とした課題研究の一環で、空き店舗を活用しておばけ屋敷を催しました。本格的な怖さが反響を呼んで、大盛況でした。夜になると、5組のチームによるよさこいパレードなども行われ、最後まで盛り上がりを見せました。



中学校吹奏楽部の演奏(上)とよさこいパレード(下)

若狭塗箸協同組合

小浜名物！箸まつりを開催

若狭塗箸協同組合は、令和5年8月4日(金)に「箸まつり」を開催しました。国内の塗箸の80%以上が小浜で作られており、小浜は「箸のふるさと」といわれています。そんな箸のふるさとでは、8月4日を「箸の日」として毎年まつりを実施してきました。小浜名物となっているこの箸まつりですが、昨今のコロナの影響で中止の年が続き、久しぶりの開催となりました。

会場となった箸のふるさと館WAKASAの敷地内には「箸蔵神社」が祭られており、この日は来場者の使い納めの箸の供養が行われました。また、供養した箸は無料で新しい箸と交換もでき、会場には多くの人々が足を運んでいました。

その他にも若狭塗箸の半額セールや箸研ぎ体験、箸ブロック組み立てあそびなども行われ、通常の半額で若狭塗箸を購入することができる機会ということで、自分用だけでなく、お土産・来客用に購入される方も多い印象でした。県内だけでなく県外からの来場者も多く、当イベントは若狭塗箸のPRにも繋がりました。



新規設立組合紹介

新たに設立された組合をご紹介します！

企業組合 草刈りあるく



組合DATA

組 合 名：企業組合草刈りあるく

住 所：福井県大野市右近次郎第28号12番地

代表理事：豊田吉之

設 立 日：令和5年7月27日 組合員数：4名

事 業：水田畦畔の草刈り、集落等で実施する圃場管理作業及び農業生産者が行う作業の支援、農作業安全に関する教育指導、農業経営に係る事務作業支援、前各号の事業に附帯する事業

－組合設立の経緯－

現在、農家では高齢化と担い手不足が深刻化しています。特に水田畦畔の草刈りなど圃場管理が経営上の大きな負担となっており、このままでは今後、草刈りなど管理ができないことを理由に廃業する農家が増えることが懸念されます。

このような状況の中、負担となっている水田畦畔の草刈りを農家に代わって行うことをはじめ、高齢者が苦手とする事務作業の支援など、農家が農業生産に専念できる環境整備が必要だと考え、その実施主体となる法人組織・企業組合を新たに設立されました。

－組合事業について－

組合の主な事業は水田畦畔の草刈りです。現在は主に大野市の農家から受託していますが、中山間地は大きく急な法面が多いため、刈払機を使った草刈りは大変な重労働になります。また、草刈りの期間は春から秋までですが、夏期には37℃前後まで気温が上昇します。このため、作業を安全に、かつスピーディーにこなす様々な工夫を行い、受託面積を徐々に拡大されています。

このほかにも高齢の農家が苦手とする事務作業や、人手が足りない集落での電気柵設置作業の支援などを行う計画とのことです。更に、組合員2名は農作業安全指導等の講師資格を有しており、県などが実施する講習会への講師派遣も事業とされています。なお、草刈りの閑散期となる冬期には農舎等の除雪作業を行い、1年を通して農家を支援するための事業活動を行う予定とのことです。

－今後の課題・展開（理事長より）－

当組合の組合員には、元福井県職員、現役の職員がいますが、県の副業制度を活用し、他の県職員にも社会貢献の場として組合の事業に参画していただきたいと考えています。マンパワーが不足している農業に、多種多様な人材が関わって支援していく新たな社会の仕組みを創造するためです。当組合の強みは、農業に精通する組合員で構成されていることですが、今後は仲間を増やし、組合ならではのユニークな農家支援を実施したいと考えています。

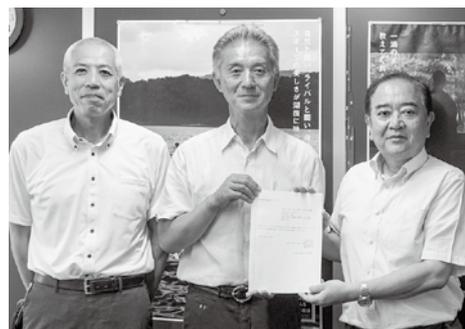
一方、当組合が県内すべての水田畦畔管理を行うのは困難であるため、私達が草刈りのビジネスモデルをつくり、波及させたいといった思いも強くあります。今後は畦畔管理に係るデータを収集・数値化し、作業の最適化と課金の適正化を行い、農家が安心して作業を委託できる体制を構築してまいります。

中央会 江端専務理事から豊田理事長へ 設立認可書が手交されました

県 産業労働部 経営改革課から中央会へ認可書が到達し、江端専務理事より豊田理事長に手交。

江端専務理事より、「草刈りを主たる事業とする企業組合の設立は本県では初。これからの取組みに期待している。また、組合運営面では中央会が今後もサポートを続けていくので、ぜひ頼ってほしい。」と伝えられました。

左から辻岡理事、豊田理事長、江端専務理事(中央会)▶



中央会事業活用事例紹介

建設業の組合様に
積極的にご活用
いただいています！

「制度改正等の課題解決環境整備事業」 働き方改革をテーマに講習会を実施

7月25日(火)、福井県維持建設協同組合の組合員を対象として「建設業における働き方改革への対応」をテーマに講習会を実施しました。建設業界では、2024年4月までに労働環境を是正しなければならないといった課題を抱えています。山本理事長は、組合員企業間でこの課題への対応に差があることを認識されており、「少しでも業界発展・改善のためのきっかけとなれば」とセミナー開催に至りました。講師には社会保険労務士を招聘し、建設業における2024年問題及び、働き方改革関連法の内容と対応についての説明、働き方改革推進支援助成金及び助成金活用のための支援について紹介しました。

8月には福井県造園業協同組合でも同様のテーマでセミナーを開催したほか、多数の建設業の組合においても実施が予定されています。



▲福井県維持建設協同組合講習会の様子



▲福井県造園業協同組合講習会の様子

～働き方改革に関する課題は中央会へご相談ください～

働き方改革の一環として、労働基準法が改正、時間外労働の上限が法律に規定され、2019年4月(中小企業は2020年4月)から適用されています。

一方で、以下の事業・業務(以下、「適用猶予事業・業務」と言います。)については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予され、また、一部特例つきで適用されることとされています。

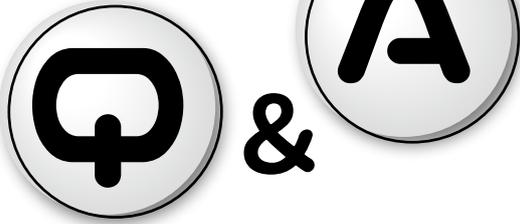
建設業や運送業は5年の猶予を与えられましたが、従業員の時間外労働を上限月45時間、年360時間に規定され、深刻な人手不足が懸念されています。

【適用猶予事業・業務】

- 工作物の建設の事業
- 自動車運転の業務
- 医業に従事する医師
- 鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

本会では、こうした働き方改革に関する課題を抱えている組合様に専門家を派遣しています。
専門家派遣をご希望の組合様は、お気軽に本会へご相談ください。

組合運営



組合からよくご質問をいただき組合運営に関する事項について解説します！

Q

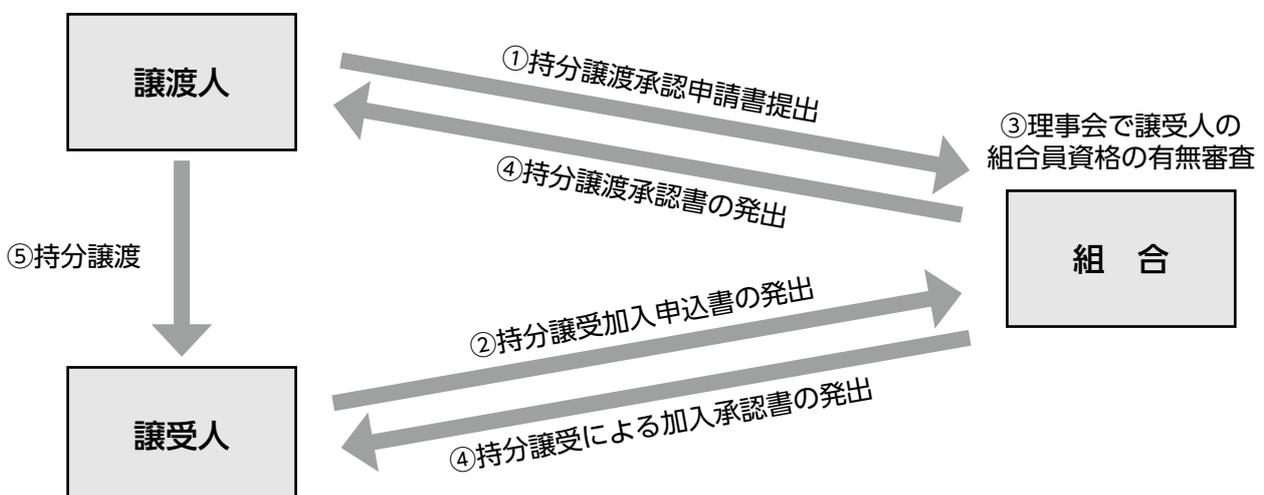
組合員である個人事業者が、現在、株式会社設立の準備を進めているが(法人成り)、組合は「名称」の変更届を提出してもらい、組合員名簿を変更するだけでいいのか。組合としてどのような手続きをすればよいか。

A

組合員はその持分を譲渡しようとするときは、組合の承諾を得なければならないこととなっています。この場合、組合の承諾とは理事会の承諾でよいとされており、以下の手続きが必要となります。

- ① 譲渡人から譲受人への持分譲渡承認申請書を組合に提出
- ② 譲受人から持分譲受加入申込書を組合に提出
- ③④ 理事会で譲受人の組合員資格の有無等を審査し、承諾通知を発出
- ⑤ 持分譲渡・譲受を実施し完了を当事者が組合へ通知
- ⑥ 組合員名簿の変更

組合員が法人成りした場合も同様に、個人事業者から会社法人への持分譲渡承諾書の提出や新たに設立される会社から持分譲受加入申込書の提出等、上記手続きを必要とします。個人事業者がそのままその法人の代表者となった場合でもこの手続きが必要となります。



令和5年度 中小企業組合検定試験のお知らせ

～お申し込み方法や詳細などは福井県中央会までお問い合わせください～



挑戦してみませんか？

チャレンジ！ 検定試験を受けて組合士になろう！！

令和5年度 中小企業組合検定試験

12/3 SUN

受験申込

令和5年度中小企業組合検定試験
受験申込サイトから
お申込みください。



組合役員、事務局職員の方にぜひ受けていただきたい資格です！

受験資格	特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です)。
試験科目	組合会計 組合制度 組合運営
試験日	令和5年12月3日(日)
試験地	札幌・青森・仙台・秋田・郡山・水戸・東京・長野・静岡・名古屋・神戸・松江・広島・山口・高松・福岡・大分・宮崎・浦添
願書受付期間	令和5年9月1日(金)～10月20日(金)
受験料(税込)	6,600円 ※一部科目免除者については、5,600円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。
お問い合わせ先	お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせ下さい。

組合士 検索

主催/ 全国中小企業団体中央会 後援/ 中小企業庁 協力/ 都道府県中小企業団体中央会

中小企業組合士とは？

中小企業組合検定試験に合格し、かつ組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる資格です(全国中小企業団体中央会による認定)。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

現在、全国で約3,000名の方が、中小企業組合士として組合(事業協同組合、商工組合、信用組合、企業組合、協業組合など)はもちろん、商工組合中央金庫、中小企業団体中央会等それぞれの分野で活躍しています。

中小企業組合士は、まさに組合運営のエキスパートです。

中小企業組合検定試験 過去問題にチャレンジ!

中小企業組合検定試験ではどのような問題が出題されているのか、過去問題から抜粋しました。ぜひ、挑戦してみてください。

【設問1】

【A】及び【B】に入る語句の組み合わせとして最も適切なものを選択肢①～④の中から1つ選んでください。

理事又は監事のうち、その定数の【A】を超えるものが欠けたときは、【B】に補充しなければならない。

- ① A：2分の1 B：2か月以内 ② A：3分の2 B：3か月以内
③ A：2分の1 B：3か月以内 ④ A：3分の1 B：3か月以内

【設問2】

次に掲げた文章について、運営上の判断として適切なものには○、適切でないものには×を選択してください。

脱退した組合員が組合に対する共同購買の手数料を完済していなかったため、組合はその持分の払戻しを停止した。(○か×)

【回答】 設問1：④ 設問2：○

第9回

職員コラム

総務企画課 主事 横田麻莉亜

今回の職員コラムは、総務企画課の横田が担当します。

連日暑い日が続きますが、皆さまどうお過ごしですか。夏といえば夏まつりや花火大会、海水浴やBBQなど楽しいイベントや遊びが満載です。今回は、そんな夏といえば、、のなかでも花火大会についてご紹介します。コロナ禍で中止が続いていた花火大会ですが、今年は全国各地で開催される場所が多かったのではないのでしょうか。(残念ながら台風7号の影響で中止となった花火大会もありましたが)

私は、8月11日に開催された三国花火に行ってきました。久しぶりの花火大会。せっかくだから一番綺麗に花火が見えるところで見たい!と三国サンセットビーチの有料観覧席のチケットを事前に購入し、当日は浴衣を着て気合を入れて会場へ向かいました。そして1万5000発の花火が目の前で打ち上がるとその迫力のすごさに感激、感動。さすが北陸最大級といわれている三国花火です。来年も再来年もまた三国花火を見に来きたいなあと余韻に浸りながら家に帰ったのでした。

三国花火のほかにもおすすめの花火大会がありましたら、ぜひ教えてください。



福井県支援制度のご案内

※掲載内容は令和5年8月4日時点の内容です。

県では、新型コロナウイルス感染症やデジタル化の進展など、県内企業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、アフターコロナ時代における産業政策の方向性を示すため、今年5月に「ふくいNEW経済ビジョン」を策定、支援制度が発表されましたのでご案内します。本誌掲載の事業は一部ですので、詳しくは県ホームページをご確認ください。

電気・ガス価格高騰緊急対策事業

1 電気・ガス価格高騰緊急対策給付金

電気・ガス料金の高騰に伴い、大きな影響を受ける事業者に対する支援を拡充します。

- 対象者** 県内に本社を有し、下記の条件を全て満たす中小企業者
- ① 高圧電力・特別高圧電力の契約をしている、または工業用のガスの契約をしていること
 - ② 前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が5%以上
 - ③ 令和5年4月～9月までの何れか1月の電気・ガス料金が前年同月に比べ増加
(※対象期間を6月から9月に拡充)
- 給付額**
- | | |
|-----------------|------|
| 増加額が10万円以上 | 60万円 |
| 増加額が5万円以上10万円未満 | 30万円 |
| 増加額が5万円未満 | 15万円 |
- 受付期間** 令和5年5月15日～11月15日(※～8月15日から延長)

担当：経営改革課 経営支援グループ TEL：0776-20-0367

2 電気・ガス価格高騰緊急対策給付金(特別高圧電力のみ)

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、特別高圧受電者に対する支援を拡充します。

- 対象者** 特別高圧電力を契約している企業(国および公的機関を除く)
- 給付額** 令和5年4月～9月までの何れか1月のうち最大電力使用量×3.5円/kWh×6か月分
※1事業者あたりの上限額400万円/月(最大2,400万円)
※1の最大60万円の給付金に加えて給付
- 受付期間** 令和5年8月15日～11月15日

担当：経営改革課 経営支援グループ TEL：0776-20-0367

ふくいの逸品創造ファンド事業

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓にかかる取組みを支援します。

- 対象者** 中小企業者および小規模事業者、個人事業者、組合、特定非営利活動法人
- 対象経費** ① 新商品・新サービスの開発および販路開拓の取組み
(新幹線開業に向けた取組みを含むこと)
② 直近3年以内に商品化・新たに開始したサービスの販路開拓の取組み
- 助成額** ① 上限200万円(助成率 中小企業者1/2、小規模企業者2/3) ※2年計画可
② 上限100万円(助成率 中小企業者1/2、小規模企業者2/3)

採択件数 8件

募集時期 令和5年8月22日(火)～令和5年9月29日(金)17時必着

担当：商業・市場開拓課 商業・サービス業グループ TEL：0776-20-0369
ふくい産業支援センター TEL：0776-67-7406

産業観光ビジネス支援事業

北陸新幹線福井・敦賀開業に向けた産業観光ビジネスモデル構築のため、デザイナー等の専門家の監修による工房見学・体験メニュー等の開発に挑戦する企業を支援します。

対象者 ①スポット店舗：県内の中小企業(グループを含む)

②HUB拠点：県内の中小企業、事業協同組合

対象経費 ①スポット店舗：デザイナー等の監修にもとづく体験メニュー開発、情報発信等

②HUB拠点：上記に加え、団体客等の受け入れや産地周遊の拠点となるための環境整備等

補助率等 2/3以内(①上限3,000千円、②上限5,000千円)

募集期間 令和5年7月31日～※予算到達次第、募集は終了

担当：商業・市場開拓課 伝統工芸室 TEL：0776-20-0377

省エネ・省CO₂設備導入支援事業

エネルギー価格の高騰ならびに脱炭素社会の推進に対応した経営体質への転換を加速するため、県内企業が行う省エネ・省CO₂設備の導入を支援します。

対象者 県内中小企業(製造業および商業・サービス業)

対象経費 省CO₂効果が30%以上の高効率空調、省CO₂効果が30%以上の高効率給湯機器、調光制御機能付LED

受付期間 令和5年7月27日～9月29日(先着順)

補助率等 ①2/3(前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が5%以上の企業)

②1/2(上記以外)

補助上限 ①250万円 ②200万円

補助件数 15件程度

担当：産業技術課 工業・繊維グループ TEL：0776-20-0370

ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業

社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家による伴走型支援や補助金の上乗せにより、賃上げやリスキリングなど「人への投資」を促進します。

事業内容 ①社会保険労務士や中小企業診断士等が賃上げ等を伴走型で支援

・巡回相談の実施

・賃上げやリスキリング、働き方改革に向けた就業規則の策定等の支援

②「人への投資」促進セミナーの開催

③一定以上の賃上げ等を行った企業に対する県補助事業での優遇

受付期間 令和5年8月募集開始(予定)

担当：労働政策課 産業人材室 TEL：0776-20-0390

第1回 省エネの基本の基～電気料金の仕組み～

一般社団法人ふくいエネルギーマネジメント協会 事務局

一言に省エネと言っても、「省エネにどのように取り組めば良いのか」、「誰に相談すれば良いのか」、「時間的・経済的な余裕がない」といった状況がみられます。また、昨今の電気料金の値上げや燃料代の高騰は、企業経営に大きな影響を与えています。

そこで、3回シリーズで省エネ対策のポイントをご紹介します。

第1回は、意外と知らない電気料金のお話です。



1. 電気料金の仕組み

電気料金を安くするためには、まず基本的な計算方法をつかんでおく必要があります。電気料金は、以下の3種類の合計で計算されます。

- ❶基本料金：高圧(*1)の場合は契約電力、低圧(*2)の場合は契約容量で決まります
- ❷電力量料金：使用電力量に基づいて算定され、燃料調整額を燃料費の変動に応じて加算あるいは差し引いて計算されます
- ❸再生可能エネルギー発電促進賦課金：太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー導入を促進するために必要な費用を全国一律の単価で負担する料金です。したがって、契約電力(契約容量)、使用量を下げることによって電気料金を安くすることができます。

電気料金

$$\text{❶基本料金} = \text{単価} \times \text{契約電力(契約容量)}$$

$$\text{❷電力量料金} = \text{単価} \times \text{使用量} \pm \text{燃料調整額(単価} \times \text{使用量)}$$

$$\text{❸再エネ賦課金} = \text{単価} \times \text{使用量}$$

*1 高圧：発電所からそのまま送電される電圧の高い電気。利用するには電圧を下げるための高圧受電設備(キュービクル)が必要。主に中小規模の商業施設や工場、病院など。

*2 低圧：電柱上の「柱上変圧器」で変圧された電気。主に一般家庭、小規模の店舗や事務所など。

※この図は、料金体系の概要です。詳しくはご契約の電力会社でご確認ください。

2. 電気料金を安くするには

(1)基本料金を下げる

契約電力(高圧の場合)は、当月と前11ヶ月の最大使用量のうち最も大きい値が適用され、以降、1年間据え置かれます。また、ひと月の最大使用量は、毎日の30分きざみの平均電気使用量のうち最も高い30分の使用量が適用され、1年間のどこかのたった30分の最大電力使用量で1年間の基本料金が決まります。

したがって、ピークとなる時間帯の使用電力量を抑えたり(ピークカット)、分散させること(平準化)で契約電力を下げるすることができます。

たとえば、店舗や事務所では、エアコンは夏も冬も電源を入れてからしばらくの間が最も電気を消費しますので、複数ある場合は時間をずらして電源を入れることでピークを抑えることができます。

製造業等の工場では、生産工程の見直しにより、消費電力の大きな機器の同時使用を回避する、などが考えられます。

主に小規模事業所や一般家庭で契約している低圧の場合も、同様の考え方で契約容量を下げることでできれば電気代を安くすることができます。

(2)使用量を下げる

当たり前と言えば当たり前ですが、省エネや節電で電気の使用量を減らせばそれだけ電気料金は安くなります。たとえば、照明を蛍光灯や白熱電球からLEDに変えれば使用電力を80%以上カットできます。使っていない部屋の照明や換気扇は当然OFFに。

また、店舗ならエアコンや冷蔵庫、工場ならコンプレッサーや生産機器などは適切なメンテナンスでしっかり設備の効率を維持しながら、省エネタイプ、高効率タイプの設備を導入することで電気の使用量はさらに下がります。

このように、普段のちょっとした気づき、ひと工夫で省エネを実践できます。また、電気の使い過ぎをお知らせする警報機(デマンド監視装置)を取り付けるなど、省エネを「見える化」することも有効です。ただ、設備の入れ替えまでやろうとすると当然コストもかかりますので、どのタイミングで入れ替えたらいのか、使える補助金はないのか等については、次回以降に詳しくご紹介します。

省エネは、我慢ではなくもったいないを減らすことです。無理は続きません。できることから始めることが大切です。また、会社組織の中では、みんなで取り組む、担当者任せにしない、ということも大事なポイントです。

次回は、エネルギー管理の大切さについてお届けする予定です。お楽しみに。

ふくいエネルギーマネジメント協会は、福井県内において省エネルギーに関する技術や研究、中小企業等への支援を目的に平成29年3月に設立されました。

主な活動としては、①情報発信(省エネ取組事例や補助金等の紹介、セミナー開催)、②省エネ相談窓口開設、③省エネに向けたコンサルティング(省エネ診断、省エネ設備導入支援)を行っています。省エネ診断では、エネルギー使用状況の把握だけにとどまらず、協会の専門家が持つ省エネ対策の経験やノウハウを活用し、エネルギー使用の特性に応じた省エネ対策(補助金活用を含めた設備更新やコストを伴わない運用改善)の提案を行い、対策後についても、実施結果に応じて省エネ対策見直し等のフォローアップを行っています。



一般社団法人ふくいエネルギーマネジメント協会

〒910-0005 福井県福井市大手3丁目1番13号
TEL.0776-50-2808 FAX.0776-31-2900
support@fema-fukuene.com <http://fema.jp/>

『災害』への備えは 十分ですか？

地震危険補償特約で
万が一に備えましょう！

充実した
補償内容

詳しくは
ホームページを
ご覧ください

相互信頼
相互扶助



福井県火災共済協同組合

〒910-0854 理事長 白崎 誠一
福井市御幸1丁目1-1 (FM会館2階)
TEL 0776-22-6000 FAX 0776-22-7471
URL: <https://ken-kyosai.jp>

人材の確保と企業の保全のために

— 中央会 の —

特定退職金 共済制度

●特 色

1 事業主が負担する掛金は加入従業員1人あたり月額30,000円まで損金計上可能（所得税法施行令第64条・法人税法施行令第135条）

2023年3月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があります。

2 掛金納入月数60月以上の従業員が死亡以外の事由により退職した場合、年金による受取が可能

※詳しくは、福井県中小企業団体中央会の退職金共済規程および特定退職金共済制度パンフレットを必ずご覧ください。

資料の請求とお問い合わせ

福井県中小企業団体中央会 ☎(0776)23-3042

福井市大手3丁目12-20 富田第一生命ビル3階

引受保険会社 大樹生命保険株式会社

大樹-KB-2023-48

印 章・ゴム印・名 刺・ハガキ 江川堂印房(株)

福井市NHK前 TEL(0776)22-4279・27-3656・FAX26-1150

河和田屋印刷株式会社

福井本社 / 〒918-8108 福井市春日3丁目620番地 TEL.(0776)35-3333代
東京本社 / 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目21-13 TEL.(03)3200-7777代
E-mail kawadaya@ruby.ocn.ne.jp

ココロを表現する

想像力が色づく

豊かな感性と確かな技術。

BESTパートナー

大樹生命

日本生命グループ

つなぐ～信頼を届け、未来を拓く～

大樹のように
とことん安心

大樹のように
もっとよりそう

大樹のように
ずっとずっと見守るよ

大きな安心
お届けします



大樹生命保険株式会社 福井支社

〒910-0005 福井県福井市大手3-14-9 商工中金E・S 福井ビル5F TEL:0776-24-1124
<https://www.taiju-life.co.jp/>

美浜原子力PRセンター



美浜原子力PRセンターは、25分の1発電所模型や原子炉内部を実物大の模型と映像でリアルに再現した体験シアター、VR（バーチャルリアリティ）による美浜発電所紹介など、原子力発電のしくみや安全対策をわかりやすく学べる施設です。

- 所在地 美浜町丹生
- 電話 0770-39-1210
- 開館時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜（祝日の場合は翌平日）
年末年始（12/29～1/3）
- 入場無料

若狭たかはまエルどらんど



若狭たかはまエルどらんどは、エネルギーを学ぶ体験型サイエンスパークです。
 全天候型の大温室「トロピカルワンダー」では、子どもから大人まで楽しめる空中アスレチックなど、スリル満点のさまざまなアクティビティを体験できます。

- 所在地 高浜町青戸4-1
- 電話 0770-72-5890
- 開館時間 9:30～17:00
- 休館日 月曜（祝日の場合は翌平日）
年末年始（12/29～1/3）
- 入場無料（一部施設のみ有料）

エルガイアおい



エルガイアおいは、「考えよう！エネルギーの未来と地球の未来」と題し、松本零士氏プロデュースの宇宙発電所アトラクションやVR（バーチャルリアリティ）映像システムによる「原子力発電所見学ツアー」など、楽しみながら学び、考え、発見できるミュージアムです。

- 所在地 おおい町成海字1号2番
（「うみんぴあ大飯」内）
- 電話 0770-77-2144
- 開館時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜（祝日の場合は翌平日）
年末年始（12/29～1/3）
- 入場無料

関西電力 power with heart

～皆さまのご来館をお待ちしております～



原子力発電は発電時にCO2を排出しないゼロカーボン電源です。半世紀に亘って原子力を支えてくださり、この電気をお使いいただいている若狭地域はゼロカーボン電気のふるさとです。これからも地域の皆さまと社会のゼロカーボン化を目指してまいります。

当社のゼロカーボンの取組み →



商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02.

組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

福井支店 0776(23)2090

〒910-0005 福井市大手3-14-9

<https://www.shokochukin.co.jp/>